



ご参考資料 2026年2月2日

当ファンドは特化型運用を行ないます。

野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンド

2026年1月30日決算の分配金について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンド」（以下、当ファンドといいます。）の2026年1月30日決算の分配金について分配の方針に基づき、下記の通り決定しましたのでご案内いたします。

■ 分配金（1万口当たり、課税前）

分配金額	72円
決算日の基準価額	11,140円
決算日の基準価額 (分配金再投資)	11,212円

前回決算：2025年10月30日、設定日：2025年2月21日

基準価額（分配金再投資）とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。

したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

・分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

■ 分配の方針

原則、毎年1月、4月、7月および10月の30日※（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

※第1、第2計算期末には分配を行ないません。

初回の分配は、第3計算期末（2026年1月30日）となります。

分配金額は、第3計算期間以降に、分配対象額の範囲内で、原則として配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。

分配金は、投資信託説明書（交付目論見書）記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

安定的な収入と堅調なパフォーマンス

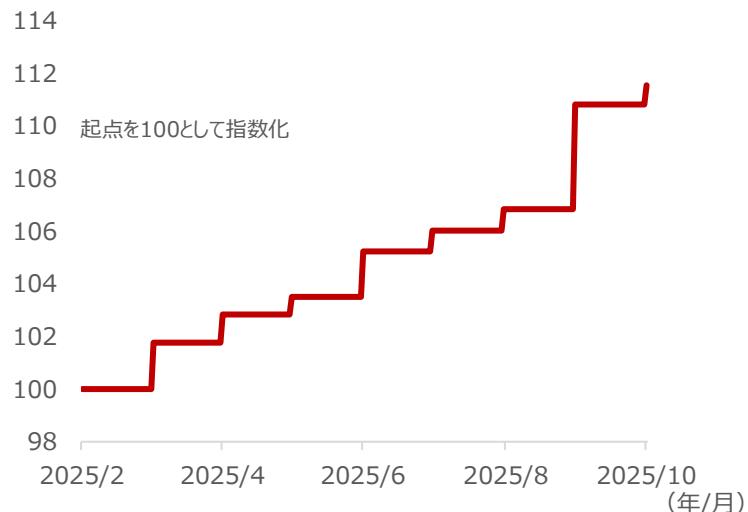
インフラ事業は、日々の生活に欠かせないサービスを提供していることから需要が底堅い点に加え、長期的契約に裏付けられた安定的なキャッシュフローを得ていることが特徴です。

当ファンドが投資対象とする外国投資法人※1を通じた投資先企業の売上高の多くは長期的契約によって保護されており、その他の売上高の大半についても複数年契約に基づく収入となっています。さらに、投資先企業の売上高の大半はインフレによるコスト増等をサービス価格に転嫁可能なインフレ連動型収入となっています。

こうした収益構造により、市況の影響を抑えつつ、当ファンドは設定来堅調なパフォーマンスを実現してきました。

設定来の約8ヵ月間における当ファンドが投資対象とする外国投資法人の騰落率は+11.5%となりました。

◆ 外国投資法人の運用実績※2 (米ドルベース)



◆ 外国投資法人の騰落率※2

2025年10月末時点

2025年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	設定来
1.8%	1.0%	0.7%	1.7%	0.8%	0.8%	3.7%	0.7%	11.5%

※1 当ファンドが投資対象とする外国投資法人：マッコーリー・プライベートマーケット・SICAV（ルクセンブルグ）～マッコーリー・インフラストラクチャー・ファンドークラスN（米ドル建て、分配金あり）
※2 運用実績や騰落率は、当ファンドが投資対象とする外国投資法人の実績（費用控除後、分配金込み）です。当ファンドの運用実績ではありません。また、当ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当ファンドは先進国を中心とした世界各国の非上場インフラ企業の株式（非上場インフラ株）等を実質的な主要投資対象とし、資本成長と安定的なインカムを組み合わせた良好なリスク調整後リターンの獲得を目指し、グローバルに分散されたインフラ投資ポートフォリオを提供します。

人口動態の変化、脱炭素化、デジタル化といった長期のテーマに支えられたインフラ事業に着目し、“現場主義”（経営権を確保し積極的な経営支援を行ない現地人員による運営を図る投資手法）に代表されるマッコーリーの投資哲学に基づいた事業運営アプローチを活用します。

マッコーリーの投資チームは、今後もより分散効果を高めるべく、ポートフォリオのさらなる多様化を目指して、投資機会を積極的に追求する予定です。

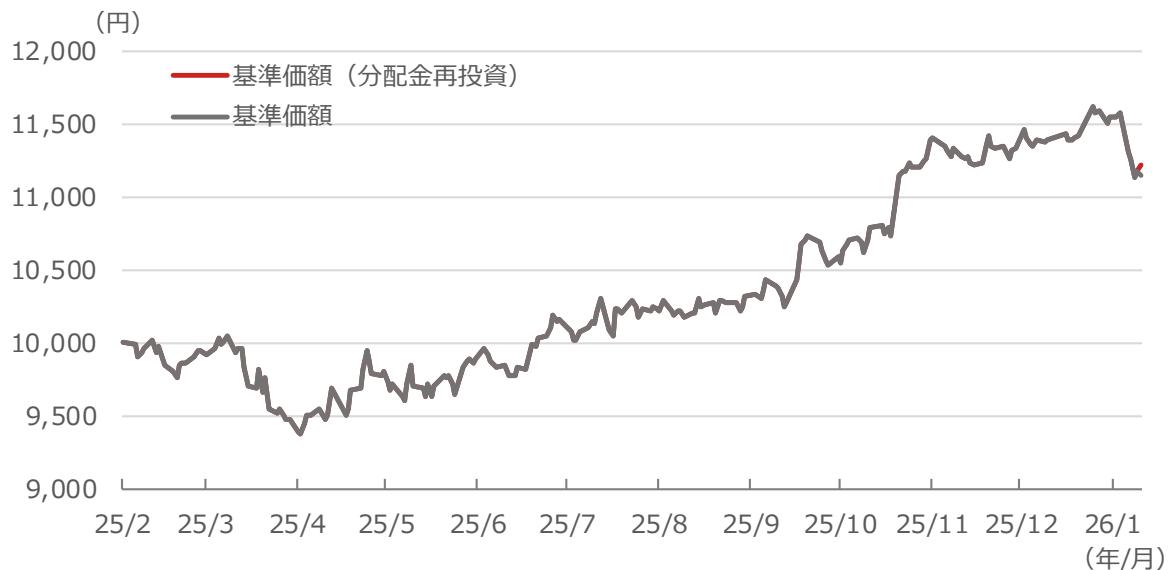
(出所) マッコーリーの情報を基に野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータおよび当資料作成時点の見通しであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当ファンドの運用状況

基準価額の推移

期間：2025年2月21日（設定日）～2026年1月30日、日次



基準価額（分配金再投資）とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

「野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンド」

【ファンドの特色】

- 信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

- 先進国を中心とした世界各国の非上場インフラ企業の株式(非上場インフラ株)等を実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資法人や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

- 外国投資法人である「マッコーリー・プライベートマーケット・SICAV(ルクセンブルグ) - マッコーリー・インフラストラクチャー・ファンドークラスN(米ドル建て、分配金あり)」(以下「外国投資法人」といいます。)および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。

- 通常の状況においては、外国投資法人への投資を中心としますが、各証券への投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

* 外国投資法人の投資証券の資金化に時間を要することが想定される場合には、当ファンドの償還に向か、十分な時間的余裕をもって外国投資法人の投資証券の組入比率を引き下げることがあります。

- 非上場インフラ株は、非上場であることやインフラ事業の運営に高い専門性を要するなどの特性から、アクセスに一定の制限がある資産です。投資対象インフラ企業の経営支援を効果的に行なうため、外国投資法人においては関連する投資家・コンソーシアムと協調し、これらの企業の支配的な株主持分の取得を目指します。外国投資法人において投資対象インフラ企業への投資機会は限定的であり、また限りあるファンド資金を効率的に投資対象インフラ企業に投下した結果として、当ファンドにおける実質的な個別資産への投資において純資産総額に対して10%を超える集中投資が行なわれることが想定されます。

- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行なうファンドに該当します。

当ファンドが実質的に投資対象とする非上場インフラ株の投資候補銘柄群の中には、寄与度(市場の時価総額に占める割合)が10%を超える、もしくは超える可能性が高い銘柄(支配的な銘柄)が存在すると考えられます。

実質的な投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

■外国投資法人「マッコーリー・プライベートマーケット・SICAV(ルクセンブルグ) - マッコーリー・インフラストラクチャー・ファンドークラスN

(米ドル建て、分配金あり)」の主な投資方針について■

- ・主に、先進国を中心とした世界各国の非上場インフラ企業の株式に投資することで、中長期的にキャピタル・ゲインとインカム・ゲインを獲得することを投資目標とします。
- ・当ファンドの主な投資対象である非上場インフラ株は、非上場であることやインフラ事業の運営に高い専門性を要するなどの特性から、アクセスに一定の制限がある資産です。マッコーリー社は、独自の業界ネットワークと経験を活用して投資対象を発掘します。また、投資対象インフラ企業の経営支援を効果的に行なうため、当ファンドは関連する投資家・コンソーシアムと協調し、これらの企業の支配的な株主持分の取得を目指します。投資対象インフラ企業への投資機会は限定的であり、また限りあるファンド資金を効率的に投資対象インフラ企業に投下した結果として、個別資産への投資において当ファンドの純資産総額に対して10%を超える集中投資が行なわれることが想定されます。そのため、集中投資を行なった企業の経営や財務状況の悪化などが生じた場合、大きな損失が発生するリスクがあります。なお、当ファンド単独で投資対象企業の議決権の過半を取得するものではありません。
- ・投資対象インフラ企業の選定にあたっては、当該企業が提供するサービスの地域社会における必要不可欠性、独占性、キャッシュフローのインフレや景気変動に対する耐性や予見性などに着目します。
- ・インフラ関連企業の株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の70-85%を目指します。
- ・純資産総額の30%を上限に、インフラ企業やプロジェクトを借り手とした負債性証券・ローン債権(プライベート・クレジット)、高流動債券、上場株式、現金および現金同等物等を保有します。
- ・マッコーリー・インフラストラクチャー・ファンドークラスN(米ドル建て、分配金あり)は、組入資産について原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・ヘッジまたは効率的な運用を目的として、デリバティブ取引を利用することがありますが、投機目的で利用することはありません。

- 原則、毎年1月、4月、7月および10月の30日※(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

※第1、第2計算期末には分配を行ないません。

初回の分配は、第3計算期末(2026年1月30日)となります。

分配金額は、第3計算期間以降に、分配対象額の範囲内で、原則として配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「野村マッコーリー・プライベート・インフラ・ファンド」

換金に関する留意点

外国投資法人の解約注文の不成立等により投資対象資産の資金化が困難な場合等には、ファンドの換金申込みの受付を中止することおよび既に受けた換金申込みの受付を取り消す場合があります。
また当該事由が解消しない場合等には換金申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。

【投資リスク】

ファンドは、外国投資法人等への投資を通じて、株式、債券およびローン等に実質的に投資する効果を有しますので、当該株式の価格下落、金利変動等による当該債券およびローンの価格下落や、当該株式の発行会社、当該債券およびローンの発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。ファンドは実質的に未上場株式を組み入れますので、流動性等による価格下落により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 2035年1月30日まで※(2025年2月21日設定)
※外国投資法人の解約注文の不成立等により投資対象資産の資金化が困難であると委託会社が判断した場合等には、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することがあります。また、信託期間満了日に信託を終了できない真にやむを得ない事情が生じたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長します。この場合において、延長後の信託期間終了日においても当該事由が解消しない場合も同様とします。
- 決算日および収益分配 原則、毎年1月、4月、7月および10月の30日(休業日の場合は翌営業日)。
第3計算期末(2026年1月30日)以降、年4回の決算時に分配を行ないます。(再投資不可)
- ご購入価額 ご購入約定日の基準価額
- ご購入単位 500万口以上1口単位または500万円以上1円単位(当初元本1口=1円)
※ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご購入代金 申込日:毎月1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から同月の最終特定営業日まで
約定日:申込月の月末の29特定営業日後
受渡日:約定日の6国内営業日後までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
※特定営業日とは、ロンドンおよびルクセンブルクの銀行営業日かつ国内営業日(12月24日を除く)をさします。
- ご換金価額 ご換金約定日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
申込日:1月、4月、7月または10月の1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から同月の最終特定営業日まで
約定日:申込月の翌々月(3月、6月、9月または12月)の月末の34特定営業日後
受渡日:約定日の6国内営業日後から、お申込みの販売会社でお支払いします。
※特定営業日とは、ロンドンおよびルクセンブルクの銀行営業日かつ国内営業日(12月24日を除く)をさします。
なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。
ファンドはNISA(少額投資非課税制度)の対象ではありません。
なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

【当ファンドに係る費用】

(2026年2月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.3%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 * 詳しくは販売会社にご確認ください。
◆運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.43%(税抜年1.30%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 ○実質的にご負担いただく信託報酬率 ^(注) 年2.68%程度(税込)+成功報酬 (注)ファンドが投資対象とする外国投資法人の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。なお、投資対象とする外国投資法人には、運用実績に応じて成功報酬がかかります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資対象とする外国投資法人の概要」をご参照ください。
◆その他の費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間に、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額 (ご換金時)	1万口につき基準価額(=3.0%の率を乗じて得た額 上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

お申込みは

NOMURA

野村證券

商 号：野村證券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会：日本証券業協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／
一般社団法人金融先物取引業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会

設定・運用は

NOMURA

野村アセットマネジメント

商 号：野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先：野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル 0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>



【当資料について】

- 当資料は、ファンドに関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

【お申込みに際してのご留意事項】

- ファンドは、元金が保証されているものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。